

## 第9章 方法書についての意見と事業者見解

「大阪市環境影響評価条例」（平成 10 年 4 月、大阪市条例第 29 号）第 9 条第 1 項の規定に基づく、「大阪第 6 地方合同庁舎（仮称）ヘリポート設置事業環境影響評価方法書」に対する、住民からの市長または事業者への環境の保全及び創造の見地からの意見書の提出はなかった。

「大阪市環境影響評価条例」第 10 条第 1 項の規定に基づく、「大阪第 6 地方合同庁舎（仮称）ヘリポート設置事業環境影響評価方法書」に関する市長意見とこれに対する事業者の見解は、表 9.1.1 に示すとおりである。

表 9.1.1 方法書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解

市長の意見	事業者 (PFI 大阪第 6 合同庁舎株式会社) の見解
全般的な事項	
事業計画地及び飛行ルート周辺の環境保全施設への騒音による影響を低減するため、ヘリコプターの飛行高度やルート、運用方法等について十分に検討を行い、その内容を準備書に記載すること。	<p>計画ヘリポートの南側及び西側は密集市街地となっており、その上空を飛行することを避けるため北側及び東側から離着陸するように安全表面及び飛行ルートを設定しています (p. 15 参照)。また、ヘリコプターが安全に離着陸できる範囲内で、住居、学校、病院等の建物から離れたルート（例：東側進入表面である大阪城外堀の上空）を飛行します。</p> <p>また、北側の安全表面下には環境保全施設が存在することから、安全性に配慮しながら速やかに飛行高度を上昇させ、飛行ルートとの距離の確保に努めます (p. 109 参照)。</p> <p>なお、ヘリポートでの離着陸を離着陸訓練や災害発生時の初動調査に限定するとともに、ヘリコプターの運用時間を原則として日出から日没までとし、待機時間の短縮に努めるなど、事業計画地及び飛行ルート周辺の環境保全施設への騒音による影響の低減に努めます。</p>
騒音・低周波音	
予測地点については、調査地点と同じとしているが、飛行ルート周辺における環境保全施設の立地状況を踏まえ地点を追加すること。	予測地点については、調査できなかつた中高層の環境保全施設を加えるとともに、各飛行ルート周辺における環境保全施設の立地状況を踏まえて予測地点を追加しました (p. 110 参照)。